

福岡県公報

平成27年9月15日
第3728号

目次

告示 (第745号 - 第747号)

- 漁業共済の加入区の設定の一部変更 (水産振興課) 1
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2

公告

- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 平成27年度福岡県文化賞被表彰者 (県民文化スポーツ課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 5
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 5
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7

公安委員会 (第265号 - 第266号)

- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定について (警察本部生活保安課) 9
- 年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 9

告示

福岡県告示第745号

漁業共済の加入区の設定 (平成27年3月福岡県告示第191号) の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令 (昭和39年政令第293号) 第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

表中

| | | | |
|--------|----------------------------------|---------------------------------|-------|
| 小呂島加入区 | 福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区 | 小型一般漁業 | を |
| | | 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業 | |
| 小呂島加入区 | 福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区 | 小型特定漁業及び小型一般漁業 | に、 |
| | | 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業 | |
| 地島加入区 | 宗像漁業協同組合の地区のうち 旧地島漁業協同組合の地区 | 小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業 | を |
| | | | |
| 地島加入区 | 宗像漁業協同組合の地区のうち 旧地島漁業協同組合の地区 | 小型底びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業 | に改める。 |
| | | | |

福岡県告示第746号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

久留米市

2 都市計画事業の種類及び名称

久留米都市計画道路事業 3・4・11号 東櫛原町本町線

3 事業施行期間

平成27年9月15日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

久留米市諏訪野町字南蓮輪、字中土橋及び字上土橋、東町字道狭及び字柳田、西町字亀甲並びに天神町字二丁目及び字三丁目地内

(2) 使用の部分

久留米市西町字亀甲地内

福岡県告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月7日福岡県告示第898号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

福岡都市計画道路3・3・20号福岡筑紫野線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成27年10月9日 午後7時00分から午後9時00分まで

(2) 場所

春日市役所大会議室（春日市原町三丁目1番地5）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡都市計画道路の変更の案の概要

| 路線名 | 位置 | 区域（延長） |
|---------------|--|-------------|
| 3・3・20号福岡筑紫野線 | 起点 福岡市中央区清川一丁目 終点 大野城市下大利五丁目 主な経過地 福岡市南区塩原三丁目及び春日市 | 約11,300メートル |

(2) 閲覧

平成27年9月15日から同年10月2日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、春日市都市整備部都市計画課及び大野城市建设環境部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成27年10月2日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市国分一丁目330番3及び330番10

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名

太宰府市国分一丁目3番20号

松嶋 英嗣

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成27年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項

の規定により公表する。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

| 部門 | 被表彰者 |
|------|--|
| 創造部門 | 作家 安部 龍太郎 |
| 社会部門 | 北九州フィルム・コミッション |
| 奨励部門 | 九州大学大学院芸術工学研究院学術研究員／デジタルアートクリエイター 工藤 達郎 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン久留米

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(2) 駐車需要の充足等交通に関する事項

第3駐車場及び第4駐車場の出入り口の位置の変更について

本件変更により駐車車両が分散され、現在より多くの渋滞が発生する可能性があるため、現時点で既に渋滞の発生原因となっている第3・第4駐車場の出入り口について、渋滞緩和に向けた位置の変更等を検討すること。

来客車両の誘導について

渋滞緩和対策として駐車車両を分散するため、来店車両を立体駐車場へ誘導する方法や店を出て国道210号へ出る車両の誘導方法等について、渋滞が発生しないよ

う検討すること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

バス停の位置の変更について

渋滞の要因となるバスの滞留解消及び歩行者の利便・安全性の確保のため、バス停を第3駐車場北側の右折レーンがある車線の一番北側に移設し、右折レーンを直進に変更し、現在のバス停を歩道に復旧することをバス事業者とともに検討すること。

なお、バス停の移設が困難な場合は、第3駐車場北側の右折レーンを直進に変更し、現行の直進レーンを歩道に復旧すること。

(3) その他

市道の損傷箇所の手直しについて

本件変更に伴う工事、車両の往来等により、舗装、歩車道境界ブロック等の道路構造が損傷しているため、手直し工事を行うこと。その際は、道路工事承認申請書等の提出が必要となるため、事前に久留米市路政課土木管理チームと打合せを行うこと。

将来における渋滞緩和対策への協力について

将来的に久留米市都市計画道路合川町津福今町線が全線開通すると、さらなる渋滞が予想されるため、その際には各道路管理者及び交通管理者の道路形態見直し等の対策に協力すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年9月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）マックスバリュ二日市店

(2) 所在地 筑紫野市二日市西二丁目801番2

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

車両が店舗敷地から市道への出口付近の左右の見通しを確保し、安全な出庫に万全を期すこと。

前面市道が通学路であるため、荷捌きを行う時間帯については登下校時間帯を避けること。

駐車場の設置について、駐車場法（同施行令第7条～）及び福岡県福祉のまちづくり条例の基準適合義務がある。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

児童生徒の交通安全確保を図るとともに、通学路にあたる小中学校の関係者に十分な説明を行うこと。

歩行者、自転車専用出入口について、店舗敷地東側からの進入も考えられるため、店舗までの安全な誘導に配慮すること。

歩行者、自転車専用出入口から自転車が市道へ出る際、乗車したまま市道へ出ないように注意を促す看板の設置等安全へ配慮すること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

事業所から排出される全ての一般廃棄物のうち、リサイクル可能なものは積極的に資源化し、廃棄物の減量に努めること。

(4) 防災・防犯対策への協力

駐車場・駐輪場への防犯カメラ設置等の防犯対策を検討すること。

夜間に営業活動を行うことから、児童生徒の非行防止のため、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等への配慮を行うこと。

(5) 騒音の発生に係る事項

騒音規制法における特定施設に該当する場合、騒音規制法第6条第1項により、工事の開始の30日前までに、筑紫野市長に届け出ること。

福岡県騒音防止条例第4条により、「午後11時から翌日の午前6時までの間の音

響機器音、作業音、動作音等の音量の基準は、屋内、屋外、いずれで発する場合であっても、近隣の家屋内における睡眠を妨げない程度の小音とする」ことが定められている。周辺家屋への音の影響に十分配慮すること。

近年、駐車場内等でのアイドリングや利用者の声、車の排気音による騒音等の苦情が発生している。特に夜間の車両走行、荷さばき作業においては業者及び作業員へ騒音防止を徹底するとともに、利用者に対して注意を呼びかける看板を設置することや見回りを実施する等、苦情発生の抑制に努めること。

(6) 廃棄物に係る事項等

事業所から排出される一般廃棄物については、筑紫野市の条例に基づいた適正な分別を行うこと。

(7) 街並みづくり等への配慮等

屋外照明、広告照明について、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。

今回の計画により、新たな広告塔等の設置が見込まれる場合、福岡県屋外広告物条例に基づく申請等所要の手続きを行う必要がある。

(8) その他

施工区域面積2,000㎡以上の土地の区画形質の変更、または、敷地面積2,000㎡以上の建築物、工作物の新設、改築については、筑紫野市環境配慮に関する要綱の対象事業に該当するため届出を行うこと。

青少年の非行防止対策等について

福岡県青少年健全育成条例は、第34条に青少年を深夜（午後11時から翌午前4時）に外出させる行為の制限を規定している。また、同条第35条に深夜における興行場等への青少年を入場させてはならない立入制限を規定している。

このように、同条例により県民の総力をあげての各種対策が推進されるなか、当該店舗においては、青少年の立入が多く、営業時間が24時間と深夜に渡る店舗が多い状況にあるため、深夜営業時の警備強化を図るとともに、できる限り深夜営業の自粛に努めるなど、深夜営業時の防犯及び青少年の非行防止等の対策を講じること。

公告

本河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------------|
| 大場 義人 | 田川郡赤村大字赤5018番地2 |

2 就任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|--------|-----------------|
| 大場 二三一 | 田川郡赤村大字内田622番地2 |

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ICカード運転免許証作成システム賃貸借等

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(2) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年10月5日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

ICカード運転免許証作成システム賃貸借等

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成28年3月1日から平成35年2月28日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部運転免許試験課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年10月26日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|-----|----|
| 不問 | 不問 | 不問 | AA |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成27年9月15日（火）から平成27年10月6日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年10月26日（月）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成27年10月27日（火）午前11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札内訳書の積算が誤った入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased
IC Card Driver's License Issuing System 1 set
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on October 26, 2015
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2236)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第265号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき次の医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年福岡県公安委員会規則第13号。）第5条の規定により告示する。

平成27年9月15日

福岡県公安委員会

| 医師の氏名 | 勤務する医療機関 | | 診断の対象者 |
|-------------------------|----------|------------------|--|
| | 名称 | 所在地 | |
| 三浦 智史 中尾 智博 本村 啓介 | 九州大学病院 | 福岡市東区馬出三丁目1番1号 | 法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者 |
| 吉村 玲児 新開 隆弘 | 産業医科大学病院 | 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号 | 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者 |
| 高瀬 敬一郎 | 飯塚病院 | 福岡県飯塚市芳雄町3番83号 | 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者 |
| 山下 謙一郎 | 九州大学病院 | 福岡市東区馬出三丁目1番1号 | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。 |

福岡県公安委員会告示第266号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成27年9月15日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年11月3日（火）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

| 時 間 | 科 目 |
|------------------|--------------------------------|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法 |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後4時30分～午後5時00分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。